第十八条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　法第七十七条第五項に規定する運用の実施に関する事項

第十八条第二項中「第七号」を「第八号」に改める。

附則第四条に次の一項を加える。

2　機構は、前項の業務を終えたときは、同項に規定する経理を廃止するものとし、その廃止の際現に当該経理に所属する権利及び義務を当該経理の属する勘定に係る給付経理に帰属させるものとする。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第九条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「月における」を「月において」に、「当該同日」を「その日」に、「当該月」を「その月」に改め、「末日」の下に「。以下この条において「みなし加入日」という。」を加え、「当該応答する日」を「当該みなし加入日」に、「から当該退職金共済契約」を「から現に退職金共済契約」に、「までの間、」を「までの各月分の掛金が」に、「により掛金が」を「に相当する額の掛金月額により」に、「期間に係る掛金納付月数」を「通算する月数」に改め、同条第三項中「交付額が交付された」を「退職金の額に元利合計額を加算する」に改め、「及び第三十条第二項」を削り、「、第三十条及び第四十条第一項」を「及び第三十条」に、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする」を「前二項の規定の例による」に改め、同項の表を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　みなし加入日が平成三年四月一日前の日である被共済者に対する中小企業退職金共済法第十条第二項及び平成二十六年整備政令付録備考の規定の適用については、第二項の規定によるほか、同法第十条第二項第三号ロ中「月数となる月」とあるのは「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」と、平成二十六年整備政令付録備考中「中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ」とあるのは「、平成四年四月以後の計算月について中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ」とする。

第四十条第二項中「交付額が交付された」を「退職金の額に元利合計額を加算する」に、「中小企業退職金共済法第十条第二項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）及び第三十条第二項（同条第三項第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）並びに」及び「、第四十条第一項」を削り、同項の表中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロの項、中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号ロの項及び中小企業退職金共済法施行規則第四十条第一項の項を削り、同表中小企業退職金共済法施行規則附則第三条の項中「平成二十六年整備省令」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定により掛金の納付があったものとみなされた被共済者に対する中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、みなし加入日に退職金共済契約の効力が生じたものとみなす。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の廃止）

第二条　独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年厚生労働省令第二十六号）は、廃止する。

（独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の廃止に伴う経過措置）

第三条　独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号。以下「整備法」という。）附則第八条第四項の規定により独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）が行う報告書の提出及び公表並びに同条第五項の規定により機構が行う行為については、前条の規定による廃止前の独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第五条及び第十二条から第十三条の二までの規定は、なおその効力を有する。

（償却資産の指定に関する経過措置）

第四条　整備法の施行の際整備法附則第九条第一項及び第十七条第二項の規定により機構に出資された資産のうち償却資産については、第二条の規定による改正後の独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第十一条第一項の指定があったものとみなす。

（独立行政法人労働者健康安全機構の内部組織等に関する経過措置）

第五条　機構に係る整備法附則第十三条において読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下この条及び次条において「通則法」という。）第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた旧研究所の内部組織として主務省令で定めるものは、整備法の施行の日の前日に存していた整備法附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人労働安全衛生総合研究所（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。次項及び次条において「旧研究所」という。）の理事長の直近下位の内部組織として厚生労働大臣が定めるもの（次項及び第三項において「解散時内部組織」という。）であって通則法第五十条の六第一号に規定する再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項及び第三項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　整備法の施行の日の前日に存していた旧研究所の理事長の直近下位の内部組織として厚生労働大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を解散時内部組織（当該内部組織が解散時内部組織である場合にあっては他の解散時内部組織）が行っていた場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該解散時内部組織に在職していたものとみなす。

3　機構に係る整備法附則第十三条において読み替えて適用する当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織のうち、解散時内部組織が行っていた業務を行うものとして厚生労働大臣が定めるものとする。

（独立行政法人労働者健康安全機構の管理又は監督の地位に関する経過措置）

第六条　機構についての旧研究所に係る整備法附則第十三条において読み替えて適用する通則法第五十条の六第二号に規定する管理若しくは監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものとする。

（掛金月額の増加の促進のための掛金負担軽減措置に関する特例）

第七条　整備法附則第四条第二項本文の規定により掛金月額を五千円未満の額とした中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号。以下「中退法」という。）第二条第三項に規定する退職金共済契約（中退法第四条第二項に規定する短時間労働被共済者に係るものを除く。）の被共済者（中退法第二条第七項に規定する被共済者をいう。以下同じ。）の掛金月額を引き上げる共済契約者に関する第一条の規定による改正後の中小企業退職金共済法施行規則（以下「新規則」という。）第四十六条の規定の適用については、同条中「最高額」とあるのは「最高額（その額が五千円に満たないときは、五千円）」とする。